

郵政民営化に関する論点整理

平成16年4月26日
経済財政諮問会議

はじめに

郵政民営化は、明治以来の大改革であり、改革の本丸である。その効果は、財政、行政のみならず、金融、物流等の関連産業にまで及ぶ壮大・深遠な改革である。大きな困難を伴うが、郵政に手をつけずして官業の改革はない。「民間にできることは民間に」との方針の下、「官から民へ」の転換を図り、日本経済を活性化するためには、郵政民営化は避けて通れない改革である。諸外国の経験等に学びつつ、改革を成し遂げなければならない。

郵政民営化については、昨年10月以来、経済財政諮問会議において、特に郵政公社の機能の面に焦点を当てて検討を加えてきた。これまでの検討内容は概要以下のように整理される。

今後は、本論点整理を受け、国民との対話等を通じて幅広い意見を集約しつつ、五原則に則って民営化後の具体的なビジネスモデルや組織のあり方等について検討を加え、本年秋頃を目途に最終報告をまとめる。

民営化の意義

- ・ 郵政公社は、窓口ネットワーク、郵便事業、郵便貯金、簡易保険という4つの重要な機能を担う存在であり、民営化を通じてそれぞれが市場で自立できるようにすることを通じて、
 - 事業間の適切なりスク遮断を行いつつ、それぞれの機能が十分に発揮されることによって、良質で多様なサービスが安い料金で提供できるようになり、国民の利便性を最大限に向上させる
 - 郵政公社に対する「見えない国民負担」を最小化する。現在免除されている預金保険料等を支払い民間同様の事業を行うことによって、効率化が促進され、税金を払える存在になる
 - 特殊法人等の公的部門に使っていた資金を縮小させ、国民の貯蓄を経済活性化につなげるとともに、財政の健全化を促すといったメリットを実現するべきではないか

- ・ 民営化によって、民間企業とのイコールフットイングを確保するとともに、並行して経営の自由度を高め、既存の事業や組織の効率化と成長事業への進出の双方を積極的に進めることにより、収益力を高めていくべきではないか

4つの機能の目指すべき方向

〔窓口ネットワーク〕

- ・ 幅広いサービスの提供の拠点としてすべての国民が利用可能な状態を維持しつつ、窓口ネットワークの効率化を進めるべきではないか
- ・ 民営化後も引き続き、郵便・郵貯・簡保のそれぞれのサービス提供の窓口としての役目を果たすべきではないか
- ・ 国民の利便性のためにも、事業展開の自由度を最大限に高めて、多様な事業形態の導入や、窓口で提供するサービスの多様化を進めるべきではないか
- ・ 多様なサービスを扱えるようにするためにも、窓口ネットワークのガバナンスを強化し、情報やリスクの管理を強化すべきではないか

〔郵便事業〕

- ・ 既存の郵便事業には効率化の余地が存在することから、最大限の効率化が必要ではないか
- ・ 郵便のみならず物流にも進出して、郵便・物流事業を総合的に手がけるようになるべきではないか
- ・ 世界に通用する総合的な郵便・物流事業への成長を目指し、アジアの物流市場等の国内外の成長市場に戦略的に進出するべきではないか

〔郵便貯金・簡易保険〕

- ・ 民営化を通じて、郵政公社の金融分野における経験・能力を踏まえつつ、利用者のニーズに十分応えることのできるビジネスモデルの確立を目指すべきではないか
- ・ 民営化後の郵便貯金・簡易保険のビジネスモデルの検討に際しては、事業展開の自由度とイコールフットイングの度合いは表裏一体であることを踏まえつつ、以下の点に十分に配慮し、郵政公社の有する膨大な資金が民間金融システムに円滑に統合されるようにすべきではないか
 - 規制改革等の金融改革の進展との整合性の確保
 - 地域・社会への貢献と金融機関との競争・共存のバランス

- ・ 郵便貯金・簡易保険の民営化が財政構造改革を妨げることはないよう、以下の点に十分に配慮すべきではないか
 - 財投改革、政府系金融機関や特殊法人等の改革との整合性
 - 国債の安定消化への貢献
- ・ 民営化前の預金・保険については、民営化前と同等の水準の保証を継続するとともに、適切に運営すべきではないか。一方、民営化後の新規の預金・保険に対する保証については、民間と同等の扱いとし、適切に運営すべきではないか

民営化のあり方

- ・ 2007年に民営化を実施する。ただし、民営化に伴う資金量の大幅な変動の可能性や、今後10年で相当数の職員が定年退職すると見込まれるとともに、マクロ経済や財政の状況の改善が見込まれること等を踏まえると、最終的な民営化の姿を実現するまでには移行期間（5 - 10年程度か）を設けるべきではないか。また、移行期間においては、最終的な民営化の姿の実現に向けて出来ることは一挙に実施するとともに、定期的に民営化の進捗状況をレビューすべきではないか
- ・ 2007年の民営化までの期間を準備期間と位置づけ、この期間の重要性に鑑み、郵政公社と政府の双方が、この期間から民営化を視野に入れた戦略的な取り組みを始めるべきではないか
- ・ 準備期間、移行期間、最終的な民営化の姿を実現する時といった段階に応じ、経営の自由度やイコールフットिंगの度合い、国の関与のあり方等を考えていくべきではないか。また、そうした段階を通じて、民営化の進捗や関連する制度の改正等を全体として適切に管理することにより、現在郵政公社が抱える困難な課題に適切に対処するとともに、金融市場等の関連する民間市場や財政制度等に混乱を生じさせないようにするべきではないか
- ・ 提携、買収等も含め民間企業の経営資源やノウハウを積極的に取り込むこと等を通じ、収益力のあるビジネスモデルを構築すべきではないか
- ・ 郵政公社の職員の雇用に支障を来さないようにするためにも、安定した経営を可能にすることが必要ではないか。また、民営化に際しては、職員のモラルと労使関係の安定に配慮すべきではないか
- ・ ユニバーサルサービスについては、定義やイコールフットिंगとの関係を含め引き続き検討し、必要とされるサービスについては、その提供が可能となる枠組みを確立すべきではないか